

## 次期消費者委員会への主な引継事項

平成 25 年 8 月 27 日  
消費者委員会

第 2 次消費者委員会は、平成 23 年 9 月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行い、この 8 月末に任期満了を迎える。この間、建議 7 本、提言 6 本、意見 18 本等を発出し、これらを受けて、関係省庁等において制度の見直しや運用の改善が図られる等、一定の成果をあげてきたところであるが、他方において、継続的な取組・フォローアップ等が必要な事項や、第 2 次委員会の任期期間中では十分に審議を尽くせなかった問題等も存在する。

このため、第 2 次委員会としては、この 9 月に発足する第 3 次委員会においても調査審議を継続していただきたい主要な課題として、下記の事項を提示する。第 3 次委員会におかれは、これらの事項についてさらに議論を深め、課題の改善・解決につなげていただくことを期待する。

### 記

#### 1. 速やかに下部組織を立ち上げ、検討を開始・継続することが必要と考えられるもの

##### (1) 食品表示部会

- 1 食品表示法が、本年 6 月に成立・公布されたことを受けて、新たな表示基準の策定等にあたっては、消費者庁の諮問を受けて、以下のとおり、十分な調査・審議を実施していくこと。
  - ・調査・審議にあたっては、必要に応じて、食品表示部会の下に調査会または調査会に準ずる審議の場を設置すること。
  - ・今後の検討課題になっている食品表示の問題については、消費者庁との連携の下、可能なものから、速やかに調査・審議を進めていくこと。

##### (2) 新開発食品調査部会

- 1 特定保健用食品の認可手続きを滞りなく進めるとともに、審査の合理化・迅速化、審査内容・手続きの透明化等を図ること。

##### (3) 公共料金等専門調査会

- 1 家庭用電気料金等、個別の公共料金の値上げ認可申請に迅速に対応できる体制を整備すること。

- 1 公共料金の決定過程における消費者参画の実質的な確保に向けた課題について、各公共料金等所管省庁の取組のフォローアップを行うとともに、料金の適正性の確保に向けた各課題（鉄道の加算運賃問題等を含む）についての検討を行うこと。

## 2. これまでの成果を踏まえ、さらに掘り下げた議論を行うことが必要と考えられるもの

### (1) 消費者安全行政の強化

- 1 消費者事故未然防止のためのリコール情報等の周知徹底策について、関係省庁における取組状況（特に、美白美容液による白斑問題と製品回収状況等）をしっかりと監視するとともに、さらに必要な方策（特に流通事業者の責務関連等）を検討すること。
- 1 食品リコールの問題について、今般取りまとめられた消費者安全専門調査会の中間整理を踏まえ、さらに具体的な検討を進めること。

### (2) 地方消費者行政の活性化・基盤整備

- 1 今般取りまとめられた地方消費者行政専門調査会の報告書に盛り込まれた事項の具体化を後押しするとともに、今後の検討課題とされた、国・都道府県・市町村の役割分担の在り方、国から地方への財政支援の在り方について、引き続き検討を行うこと。

### (3) 消費者契約法等の見直し

- 1 消費者契約法に関する調査作業チームの報告書やシンポジウム結果等を踏まえ、さらに具体的な検討を行うため、有識者・消費者・事業者等からなる専門調査会等を立ち上げ、調査審議を行うこと。
- 1 あわせて、特定商取引法の「5年後見直し」や、預託法における指定商品制の見直しの可能性についての検討を行うこと。

### (4) 情報通信分野における諸課題への対応

- 1 電気通信分野における販売勧誘方法の適正化、インターネットを通じた財産被害対策について、関係省庁の取組を後押しするとともに、消費者保護の強化や発信者情報を開示するための法制度の在り方について引き続き検討を行うこと。(P)
- 1 ビッグデータ活用等の動きを受けた個人情報保護の在り方等に関し、政府全体としての取組状況（ ）を踏まえた上で、所要の検討を行うこと。

- ( ) 「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)では、IT 総合戦略本部の下に設置予定の新たな検討組織において、個人情報やプライバシー保護に配慮した利活用ルール明確化や第三者機関の設置を含む新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を策定すること等が盛り込まれている。

### 3. フォローアップ案件

#### (1) エステ・美容医療

- 1 「消費者基本計画」に盛り込まれた、「医療機関のホームページに関するガイドライン」が遵守されない場合における、表示適正化のための法規制も含めた必要な措置の検討、美容医療サービス等に係る事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む。）やその方法を具体的に示した指針の検討についての実施状況のフォローを行うこと。
- 1 フリーペーパー等の美容医療の広告における表示適正化の実効性の担保に関する検討を行うこと。

#### (2) 有料老人ホーム

- 1 「消費者基本計画」に盛り込まれた、入居一時金についての実態調査、実態を踏まえた必要な方策の検討について実施状況のフォローを行うこと。

#### (3) 住宅リフォーム

- 1 「消費者基本計画」に盛り込まれた、住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際し、工事の種別ごとの経費の内訳を明らかにした見積の実施、及び見積書の交付を促進するための方策の検討や、リフォーム瑕疵保険制度の普及等について実施状況のフォローを行うこと。

#### (4) 詐欺的投資勧誘対策

- 1 建議事項である 関係法令の執行強化及び制度整備、犯行ツールに関する取組の強化、消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化について、実施状況のフォローを行うこと。

#### (5) 地方消費者行政

- 1 本年8月の建議に盛り込んだ、市町村の消費者行政体制整備に向けての取組、地方消費者行政への継続的財政支援、「一般準則」の効果の検証について、実施状況のフォローを行うこと。

### 4. その他

#### (1) 消費者基本計画の検証・評価・監視

- 1 関係省庁ヒアリング等を通じて現行計画の実施状況をフォローするとともに、消費者庁と連携・協力の下、新計画の策定に向けた基本的な検討に早期に着手すること。

#### (2) 消費者教育

- 1 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に盛り込まれた施策の具体化や各地方自治体等における実施状況を検証し、消費者教育への取組を後押しすること。

( 3 ) 規制改革における健康食品の表示をめぐる動向

- Ⅰ 規制改革におけるいわゆる健康食品の表示をめぐる動向（新たな機能性表示の検討）等について注視すること。

( 4 ) 消費者庁・国民生活センターとの連携

- Ⅰ 大臣主催の「消費者行政の体制整備のための意見交換会」の中間整理を踏まえ、消費者被害に関する情報提供・政策的対応、国民生活センターによって提起された意見・要望の政策形成への活用・反映について、両機関と密接に連携・協力を行うこと。

( 5 ) 地方消費者委員会、関係団体（消費者団体・経済団体・マスコミ等）との意見交換

- Ⅰ 地方や関係団体から直接意見を聴取し、「現場」との結びつきの強化を図るため、引き続き定期的に実施すること。

( 6 ) 広報活動の充実

- Ⅰ 消費者委員会の活動やその成果等について国民の認知度を向上するため、各種の媒体を通じて積極的な広報を行うこと。

( 以上 )